

事務連絡
令和2年7月3日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルスの感染予防対策の徹底について（要請）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、緊急事態宣言の全ての都道府県における解除（5月25日）から1ヶ月余りが経過し、また、全国における都道府県を跨ぐ移動の自粛の解除（6月19日）から2週間が経過しましたが、現在、一部の地域では新規感染者が増加しており、引き続き高い緊張感を持って新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底していただくよう、国土交通省自動車局より事務連絡がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、会員事業者へ引き続き新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底いただくよう、周知方お願いいたします。

また、当協会では、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第3版）」を、また、当協会と旅行業団体で構成する「貸切バス連絡会」において「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を策定しておりますので、改めて会員事業者へこれらのガイドラインを遵守して事業活動に取り組んでいただくよう、併せて周知方お願いいたします。

以上